

## 庁舎本館前の石碑・記念碑

### 孟昶戒石碑(もうちょうかいせきひ)



中国の後蜀の君主孟昶の「戒諭辞」のことはです。昭和42年、職員にこのことばを肝に銘じ、県民奉仕の精神に徹してほしいという願いを込めて建立されました。

碑文:『爾(なんじ)の俸(ほう)、爾の禄(ろく)は、  
民(たみ)の膏(こう)、民の脂(し)なり。  
下民(かみん)は虐(いた)げ易(やす)く、  
上天(じょうてん)は、欺(あざむ)き難(がた)し。』

公務員の給料は、  
住民の血税である。  
住民をしいたげることができたとしても、  
天をだますことはできない。

### ひとつくり記念碑



富山県の置県120年を機に、これまでの県勢発展の基本がひとつくりにあったことを改めて認識するとともに、今後とも県民が力を合わせ、ひとつくりに進んでいくことを誓って平成15年に建立されました。

碑文:『百年之計 莫如樹人』  
百年の計は人を樹(う)うるに如(し)くはなし

中国の齊(せい)の宰相 管仲(かんちゆう)の、「一年之計 莫如樹穀 十年之計 莫如樹木 終身之計 莫如樹人」(一年の計画には穀物を植えるのが最もよく、十年の計画には木を植えるのが最もよく、一生の計画としては人材を育てるのが最もよい)という言葉に由来し、ひとつくりの大切さを表現しています。

## お問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
TEL: 076-431-4111(代表)  
076-444-8909(広報課)  
ホームページ: <https://www.pref.toyama.jp/>

## 交通のご案内

JR/富山地方鉄道「富山駅」より徒歩10分  
市内電車「県庁前」下車  
地鉄バス「市役所前」下車



令和4年5月 広報課 作成

# 富山県庁のご案内



富山県庁本館は  
国の登録有形文化財に  
登録されています。

 富山県



元気とやまマスコット  
きとと君 & ふりと君

## 県庁舎の歴史

現在の富山県庁本館は昭和10年(1935)に建てられました。それまでの県庁舎は移転と焼失を繰り返していました。

- 【初代】 明治16年 富山県設置により富山城址公園内の本丸御殿を一部改修して使用。  
 明治32年 8月の大火で焼失。  
 (1899)
- 【2代目】 明治33年 城址本丸跡に庁舎を新築。  
 (1900)  
 昭和5年 失火により焼失。  
 (1930)
- 【3代目】 昭和10年 現在地に新築移転。  
 (1935)

初代の県庁舎



2代目の県庁舎

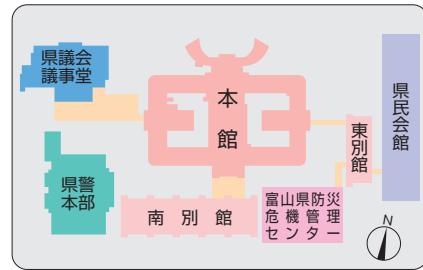


富山市郷土博物館所蔵

現在の県庁舎本館は、堅牢かつ実用を旨とした耐震・耐火の鉄筋コンクリート造4階建てで、竣工当時の姿を今に残しています。昭和20年(1945)8月の富山大空襲では、数発の焼い弾が直撃しましたが、当直職員の奮闘でかろうじて焼失を免れました。平成7年度に実施した耐震診断でも十分な強度が認められました。

竣工当時は廃川地に県庁舎だけが建っている状態でしたが、その後、次々と南別館、議事堂、東別館、県警本部が増築されました。今では城址公園や県庁前公園の緑に囲まれ、周辺のオフィス街の中心の景観を構成しています。

そして、平成27年県庁舎本館は国の登録有形文化財に登録されました。



## 現在の県庁舎敷地の沿革

現在の県庁舎は、神通川の廃川地に建てられました。

明治時代までの神通川は、富山市中心部で大きく蛇行しており、毎年のように市街地に洪水の被害をもたらしていました。これを防ぐために、明治34年(1901)から川の流れを直線化する「馳越線(はせこしせん)工事」が行われました。現在の富山大橋から富山北大橋あたりの区間です。

この工事によってできた川の跡地は、昭和3年(1928)から始まった富山都市計画事業により、富山駅北と岩瀬を結ぶ『富岩運河』を掘った土砂で埋められ、さらに区画整理されて他の施設とともに県庁舎が建てられました。



出典:『都市公論:昭和11年5月1日第19巻第5号 運河・街路および土地区画整理事業の実施について』

## 庁舎内の施設

2F

### 県民サロン



東側県民サロンには、ふるさと富山の自然、歴史、文化などを紹介したパネルを展示しています。また、床・壁の一部に県産の杉を使用しています。

### 富山情報PRコーナー



県内の見どころや県の主要施策・イベントなどについて、大型スクリーンによる映像やパネルで紹介しています。また、県の全域図では県内主要施設を紹介しています。

### 知事室



### 特別室



知事の記者会見や表彰式などに利用しています。絨毯が敷きつめられ、重厚な造りとなっています。竣工当時は、皇室や大臣など、地位の高い来賓が来られた際の貴賓室として、利用されていました。昭和22年10月には、昭和天皇がお泊りになっています。

4F

### 大会議室



また4階の正廳(現大会議室)にある法掲所には鳳凰の彫刻が施されています。  
 (※通常見学はできませんのでご了承ください)

3F

